

8.10 景観

8.10.1 土地または工作物の存在及び供用（敷地の存在、構造物の存在）

土地または工作物の存在及び供用による敷地の存在（土地の改変）及び構造物の存在に伴う影響が想定されるため、これらに関わる景観の調査を実施した。

（1）調査の結果

① 調査すべき情報

調査すべき情報は主要な眺望点の状況、景観資源の状況、主要な眺望景観の状況とした。

② 調査の基本的な手法

調査手法を表 8.10-1 に示す。

表 8.10-1 調査の基本的な手法

調査すべき情報	調査方法
主要な眺望点の状況	・資料整理及び現地調査から眺望点を抽出・整理する方法 ・各眺望点の利用状況及び眺めの状況を現地踏査（目視確認、写真撮影）により把握する方法
景観資源の状況	・資料整理及び現地調査から景観資源を抽出・整理する方法 ・現地踏査（目視確認、写真撮影）により景観資源を視認できる範囲を把握する方法
主要な眺望景観の状況	・主要な眺望景観について現地踏査を実施し、写真撮影及び目視確認を行ったうえで認識項目（眺望景観の価値認識にとって重要な観点、表 8.10-2 参照）を整理する方法

表 8.10-2 認識項目の評価視点

影響の捉え方		認識項目の評価視点	
価値軸			
普遍価値	誰もが普遍的に共有しているような価値軸	自然性	緑視率は高いか、人工物の視野内占有率は低い
		眺望性	対象物の視界量（可視空間量）は高いか
		主題性	主要な興味対象の景観資源（阿蘇連山）の有無
		力量性	対象物の視距離、見えの面積は大きい
		調和性	背景の支配線（スカイライン）の切断の有無
固有価値	特定の地域や特定の主体に固有な価値軸	固有性	他にはない際立った視覚的特徴の有無
		歴史性	古い時代から継承されてきた視覚的特徴（菊陽杉並木、鉄砲小路、入道水眼鏡橋）の有無、歴史的史実を想起させる視覚的特徴の有無
		郷土性	地域の原風景として想起される視覚的特徴の有無、地域のシンボルとして認識されている視覚的特徴の有無
		減少性	地域において失われつつある視覚的特徴の有無
		親近性	地域の人々に親しまれている視覚的特徴の有無

出典：「環境アセスメント技術ガイド 生物の多様性・自然との触れ合い」（平成 29 年 3 月、一般社団法人日本環境アセスメント協会）

③ 調査地域及び調査地点

調査地域は、対象事業実施区域及びその周辺 3km の範囲とした。

主要な眺望景観の状況に係る調査地点は、表 8.10-3、図 8.10-1 及び図 8.10-2 に示すとおりである。調査範囲内において不特定多数の人々が利用し得る地点で、主要な眺望点、景観資源及び主要な眺望景観の状況を予測、評価するために必要な情報を適切に把握できる地点として計 12 地点を設定した。

なお、菊陽杉並木公園はふれあい広場やスポーツ広場等の複数の施設からなる総合公園である。このため、菊陽杉並木公園においては、代表的な各施設からの眺望景観の状況も個別に整理することとし、計 5 地点を設定した。

表 8.10-3 調査地点

No.	調査地点
1	菊陽杉並木公園
1-1	公園管理センター
1-2	ふれあい広場・中央広場
1-3	修景池
1-4	ハス池
1-5	スポーツ広場
2	ふれあいの森公園
3	鼻ぐり井手公園
4	鉄砲小路
5	さんふれあ
6	大津街道菊陽杉並木
7	原水駅
8	柳水公民館
9	馬場区公民館
10	三里木北区公民館
11	新町公民館
12	菊陽町中央公民館

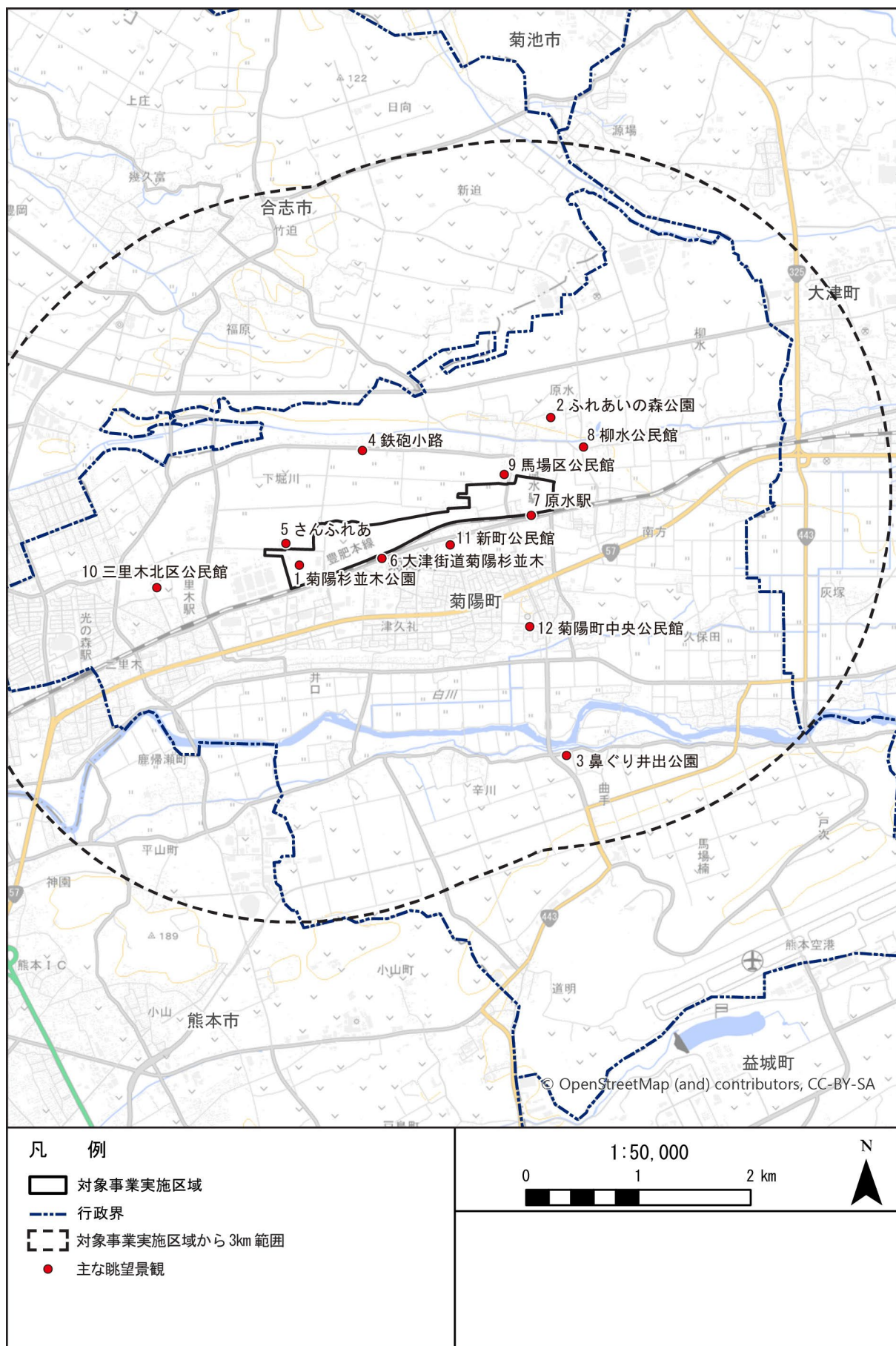


図 8.10-1 調査地点位置図



図 8.10-2 調査地点位置図（菊陽杉並木公園）

④ 調査期間等

調査期間は表 8.10-4 に示すとおり、4 季の晴天日に調査を実施した。

表 8.10-4 調査期間

調査時期	調査日程	備考
春季	令和 6 年 3 月 29 日	晴天日に実施
夏季	令和 5 年 7 月 29 日、30 日	
秋季	令和 5 年 11 月 19 日、20 日	
冬季	令和 6 年 1 月 14 日～16 日 令和 6 年 2 月 27 日（※再調査日）	

注) 冬季については、菊陽杉並木公園ふれあい広場においてサーカス公演の大型テントが設営されており定常的な景観の状況ではなかった。このため、以下の 4 地点は再調査を実施した。

- ・No.1-1：公園管理センター
- ・No.1-2：ふれあい広場・中央広場
- ・No.1-5：スポーツ広場
- ・No.6：大津街道菊陽杉並木

⑤ 調査結果

ア. 主要な眺望点の状況

対象事業実施区域及びその周辺 3km の範囲において、不特定多数の人々が利用し本事業の実施により景観への影響が考えられる眺望点として、計 12 地点を選定した。

選定した主要な眺望点の状況は、表 8.10-5(1)～(2)及び図 8.10-1 に示すとおりである。

表 8.10-5 (1) 主要な眺望点の状況

No.	主要な眺望点	主要な眺望点の状況
1	菊陽杉並木公園 (西)	JR 豊肥本線沿いに位置する公園である。広大な敷地を誇る園内は緑にあふれ、珍しい樹木、薬木、苗木が植栽されている。町内外から多くの人々が訪れる憩いの場となっている。 対象事業実施区域内に位置し、植栽された樹木と併せて対象事業実施区域西側からの近景域が公園内から眺望できる地点である。
2	ふれあいの森公園 (北東、0.6km)	対象事業実施区域の北東側に位置する公園である。地域住民の交流の場、青少年体験活動の推進を目的とされており、バーベキューなどの自然活動が体験できる。 公園内のベンチや隣接する小学校から対象事業実施区域北東側からの中景域が眺望できる地点である。
3	鼻ぐり井手公園 (南東、2.2km)	史跡である鼻ぐり井手を楽しみながら体感できる憩いの場である。鼻ぐり井手を上から覗き込める展望所をはじめ、交流センター、滑り台、ジャングルジムがある広い芝生広場がある。毎年 11 月には「鼻ぐり井手祭」のイベントも開催される。 公園内のあずま屋等から対象事業実施区域南東側からの遠景域が眺望できる地点である。

注) () 内は、対象事業実施区域外に位置する眺望点に対して、対象事業実施区域敷地境界からの方角と距離を示している。

表 8.10-5 (2) 主要な眺望点の状況

No.	主要な眺望点	主要な眺望点の状況
4	鉄砲小路 (北西、0.7km)	江戸初期に作られた集落である。古い屋敷や蔵が立ち並び、地元住民の手によって綺麗に整備された生垣が続いており、その景観の素晴らしさと歴史的価値を感じることができるシークエンス景観である。道沿いには鉄砲小路公民館があり、日常的に町民が利用する場となっている。 対象事業実施区域北西側からの中景域が眺望できる地点である。
5	さんふれあ (西、30m)	大浴場、露天風呂、サウナのほか家族風呂などがある温泉館と、無料で休憩できる大広間や農産物直売所などがある。 敷地内のベンチなどから阿蘇の山並みと併せて対象事業実施区域西側からの近景域が眺望できる地点である。
6	大津街道 菊陽杉並木 (南、30m)	加藤清正公が屋久島から取り寄せた杉を大津街道（現在の県道337号）に植えたと言われる杉並木であり、大津街道を通行する自動車及び歩行者、JR 豊肥本線の利用者のシークエンス景観である。熊本県自然環境保全条例に基づき、郷土修景美化地域に指定されている。 対象事業実施区域南西側からの近景域が眺望できる地点である。
7	原水駅 (南東)	対象事業実施区域内の南東側に位置する JR 豊肥本線の駅である。 駅のホームやその周辺から対象事業実施区域南東側からの近景域が眺望できる地点である。
8	柳水公民館 (北東、0.4km)	対象事業実施区域の北東側に位置する公民館で、日常的に町民が集う場となっている。 対象事業実施区域北東側からの中景域が眺望できる地点である。
9	馬場区公民館 (北東、70m)	対象事業実施区域の北東側に位置する公民館で、日常的に町民が集う場となっている。 対象事業実施区域北東側からの近景域が眺望できる地点である。
10	三里木北区公民館 (西、1.0km)	対象事業実施区域の西側に位置する公民館で、日常的に町民が集う場となっている。 対象事業実施区域西側からの中景域が眺望できる地点である。
11	新町公民館 (南、0.2km)	対象事業実施区域の南側に位置する公民館で、日常的に町民が集う場となっている。 対象事業実施区域南側からの近景域が眺望できる地点である。
12	菊陽町中央公民館 (南東、1.0km)	対象事業実施区域の南側に位置する公民館で、日常的に町民が集う場となっている。会議室や体育館もあり、様々な生涯学習の場として利用されている。 対象事業実施区域南東側からの中景域が眺望できる地点である。

注) () 内は、対象事業実施区域外に位置する眺望点に対して、対象事業実施区域敷地境界からの方角と距離を示している。

イ. 景観資源の状況

「日本の自然景観 九州版Ⅱ」（平成元年 9 月、環境庁）及び「菊陽の文化財」（令和 2 年 3 月、菊陽町）に基づき、対象事業実施区域及びその周辺 3km の範囲内に存在する景観資源の状況を、表 8.10-6 及び図 8.10-3 に示すとおり整理した。

表 8.10-6 景観資源の状況

No.	景観資源の名称	景観資源の状況・視認可能範囲	視認可能な眺望点
1	入道水眼鏡橋	対象事業実施区域内西側に位置する菊陽杉並木公園のハス池に設置されている橋である。元々は菊陽町原水を東西に流れる瀬田上井手の入道水管原神社参道に架けられていたものであるが、ため池等整備事業によって現地保存が不可能となったため、平成 14 年に当該地点に移設された。 視認可能範囲は、ハス池周辺に限られる。	・ No. 1-4
2	大津街道 菊陽杉並木 (南、30m)	対象事業実施区域の南側を東西に延びる県道 337 号沿いにある杉並木である。加藤清正公が屋久島から取り寄せた杉を植えたとされており、江戸時代より大切に守られてきた。中でも、原水地区には、比較的樹齢が古い杉が存在している。 光の森駅～肥後大津駅間の大津街道（県道 337 号）の道路沿い及びその周辺から視認できる。また、JR 豊肥本線の電車内からも視認できる。	・ No. 1-1 ・ No. 1-2 ・ No. 4 ・ No. 6 ・ No. 7 ・ NO. 8
3	上津久礼 眼鏡橋 (南、1.4km)	町内唯一の二連式アーチ橋である。元々は津久礼井手（大アーチ）と瀬田下井手（小アーチ）の二つ水路に跨って架けられていた。その後の圃場整備により水路のルートが変更されたため、眼鏡橋周辺を公園化して保存されている。 視認可能範囲は、上津久礼眼鏡橋に隣接する道路沿道（町道番号 232 川久保下津久礼線及び農道津久礼 1 号線）に限られる。	なし
4	井口眼鏡橋 (南、1.7km)	馬場楠井手に架かる単一アーチ橋である。輪石の接する部分に、すべて石楔が使用されていることが特徴であり、県内でも極めて少ない貴重な石橋の一つである。 視認可能範囲は、井口眼鏡橋に隣接する道路沿道（県道 145 号及び県道 138 号の重複区間の一部）に限られる。	なし
5	馬場楠 井手の鼻ぐり (南、2.2km)	馬場楠井手の菊陽区間に設置された人工の構造物である。「鼻ぐり構造」と呼ばれるトンネル状に穴が開いた壁が複雑な水流を生み出し、井手の底に土砂や火山灰がたまるのを防いでいる。加藤清正公によって作られたとされており、全国的にも珍しい構造物である。 周辺には鼻ぐり井出公園が存在するが、鼻ぐりは白川南側の低い位置に存在するため直接視認できない。	なし
6	古閑原眼鏡橋 (北東、1.9km)	古閑原の南側を流れる瀬田上井手に掛かる単一アーチ橋である。アーチの基礎が井手底から 2.2m 上方から始まっている変形アーチ橋である。 視認可能範囲は、古閑原眼鏡橋に隣接する道路沿道（農道 原水 15 号線の一部）に限られる。	なし

注) () 内は、対象事業実施区域外に位置する景観資源に対して、対象事業実施区域敷地境界からの方角と距離を示している。

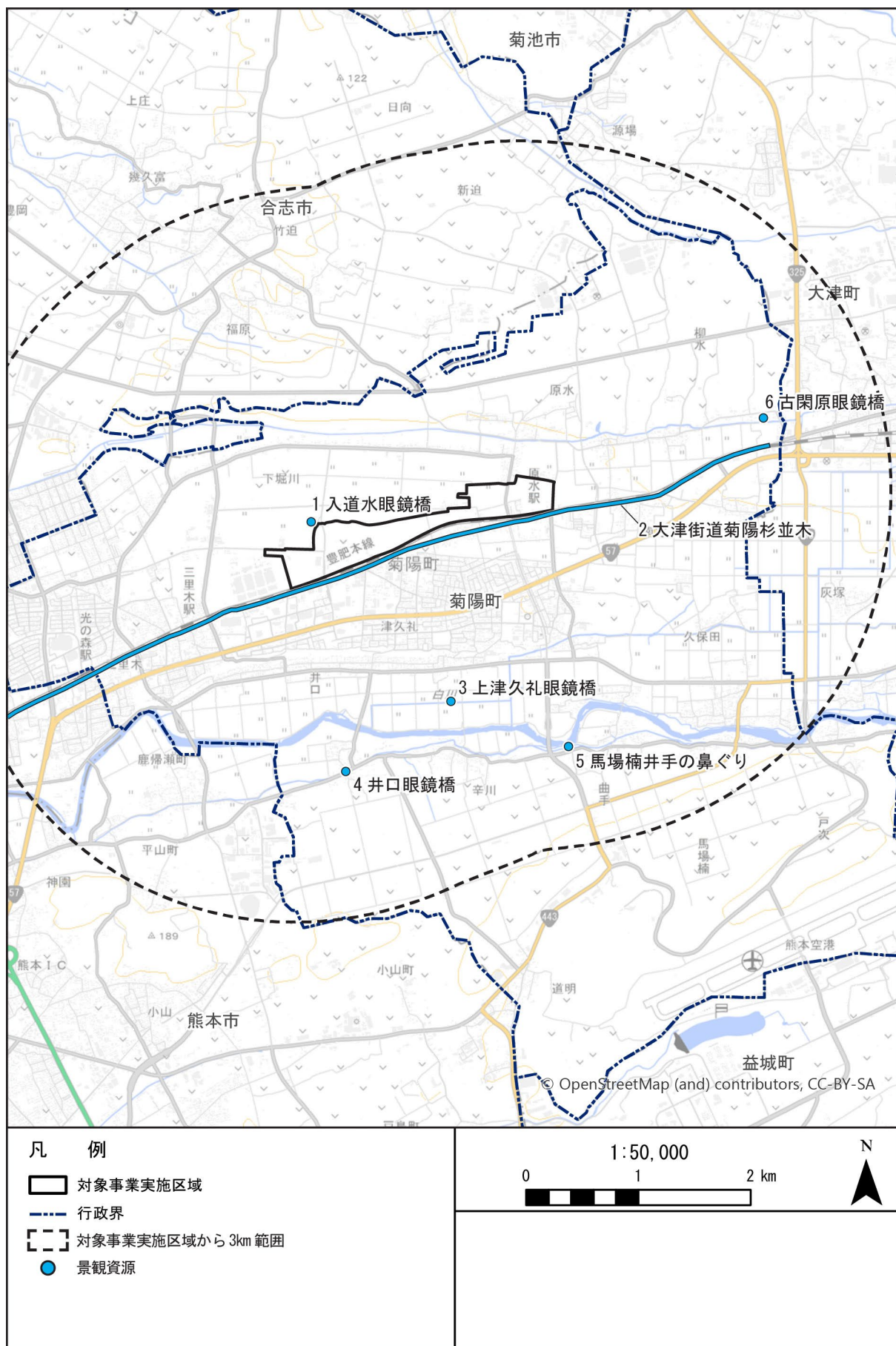
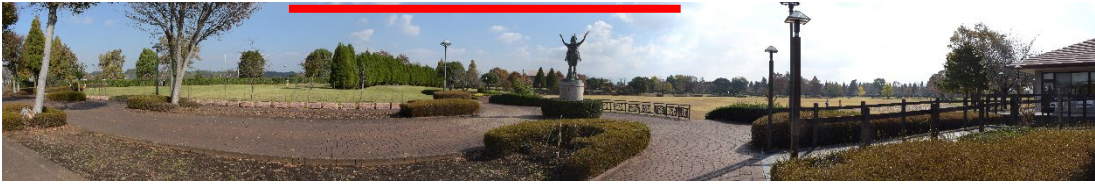


図 8.10-3 景観資源の状況

ウ. 主要な眺望景観の状況

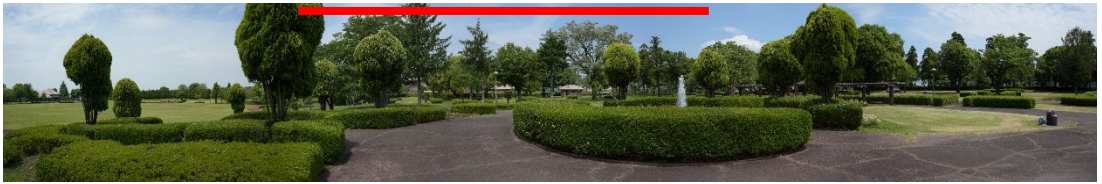
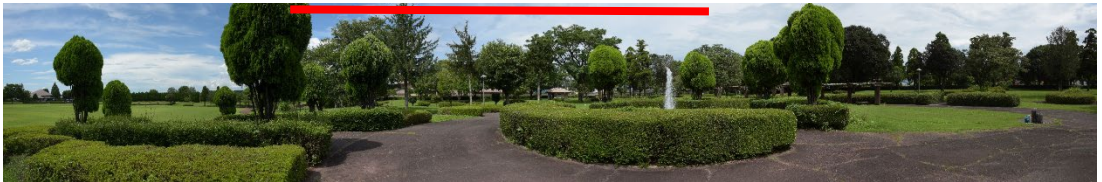
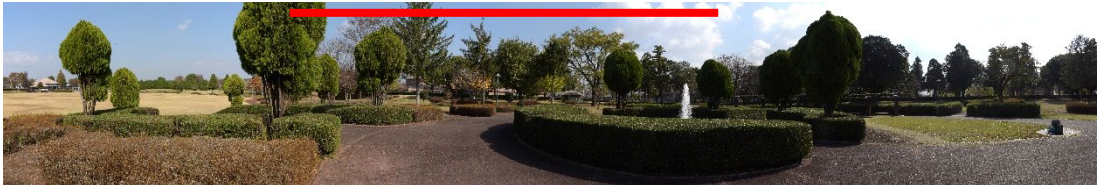
対象事業実施区域及びその周辺における主要な眺望景観の状況は、表 8.10-7(1)～(16)に示すとおりである。

表 8.10-7 (1) 主要な眺望景観の状況 (No.1-1)

地点名	菊陽杉並木公園（公園管理センター）	
眺望景観の状況	菊陽杉並木公園の公園管理センターから、対象事業実施区域方向（東）を望んだ眺望景観の状況。 近景～中景は、芝生、植栽樹木、舗装路が広がっており、視界中央にモニュメントが確認できる。人工物は存在するものの違和感を抱かせるものではなく、緑視率が高いため自然性に富んでいる。また、遠景は阿蘇山の一部が視認できるものの、ほとんどが公園の植栽樹木に遮られている。同様に、対象事業実施区域も樹木に遮られており直接視認できない。 視界の多くの植物が常緑植物であることもあり、全体的な四季の変化は小さい。ただし、所々に落葉植物が存在することと春季には桜が開花しており、これらの点で四季の変化を感じることができる。	
眺望景観写真	春季	
	夏季	
	秋季	
	冬季	

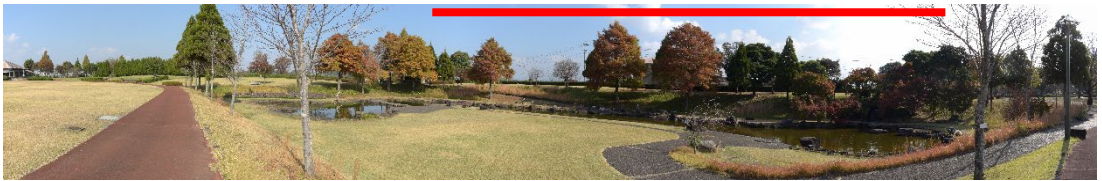
注）図中の赤線は菊陽杉並木公園を除いた対象事業実施区域の位置する範囲を示す。

表 8.10-7 (2) 主要な眺望景観の状況 (No.1-2)

地点名		菊陽杉並木公園（ふれあい広場・中央広場）
眺望景観の状況		菊陽杉並木公園の中央広場から、対象事業実施区域方向（東）を望んだ眺望景観の状況。 近景は、植栽樹木等のほか舗装路、噴水が視界を占有している。中景には公園管理センターや公園内の樹木が視認できる。緑視率が高く、構造物も違和感を抱かず調和していることから自然性に富んでいる。 近景と中景に遮られており遠景は視認できず、対象事業実施区域も同様に直接視認できない。 「No.1-1 公園管理センター」と同様に、視界の多くの植物が常緑植物であり全体的な四季の変化は小さい。
眺望景観	春季	
	夏季	
	秋季	
	冬季	

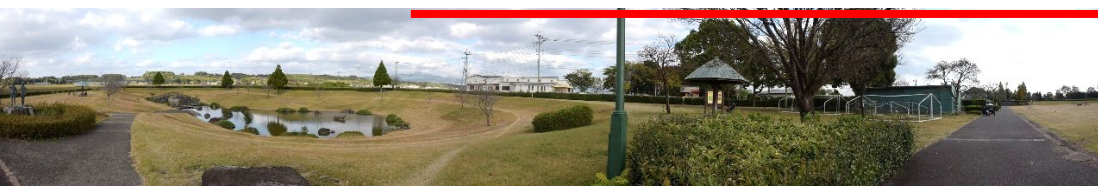
注) 図中の赤線は菊陽杉並木公園を除いた対象事業実施区域の位置する範囲を示す。

表 8.10-7 (3) 主要な眺望景観の状況 (No.1-3)

地点名		菊陽杉並木公園（修景池）
眺望景観の状況		菊陽杉並木公園の修景池周辺から、対象事業実施区域方向（北東）を望んだ眺望景観の状況。 近景～中景は、芝生、植栽樹木等、舗装路、修景池が広がっている。人工物によって整備されているが違和感を抱かせるものではなく、緑視率が高く修景池も存在することから開放的な印象であり、自然性に富んでいる。また、遠景には視界中央に阿蘇山の一部が視認できるものの、ほとんどが公園の植栽樹木に遮られている。対象事業実施区域は一部が樹木の隙間から視認することができる。 近景～中景に落葉植物が目立っており、春季及び夏季には芝生及び落葉植物が緑に色づき、秋から冬にかけて芝生は枯れ、紅葉や落葉と変化するため四季の変化を感じることができる。
眺望景観	春季	
	夏季	
	秋季	
	冬季	

注) 図中の赤線は菊陽杉並木公園を除いた対象事業実施区域の位置する範囲を示す。

表 8.10-7 (4) 主要な眺望景観の状況 (No.1-4)

地点名		菊陽杉並木公園（ハス池）
眺望景観の状況		菊陽杉並木公園のハス池周辺から、対象事業実施区域方向（東）を望んだ眺望景観の状況。 近景～中景は、芝生、植栽樹木等、舗装路が広がり、ハス池や菊陽町有形文化財の入道水眼鏡橋が存在している。建物やコンテナ等の人工物は存在するが、緑視率が高くハス池も存在することから開放的な印象であり、自然性に富んでいる。また、文化財も視認できることから歴史性も有している。また、遠景には視界中央に阿蘇山の一部が視認できるものの、ほとんどが建物や公園の植栽樹木に遮られている。対象事業実施区域は一部が樹木の隙間から視認することができるが、建物や公園の垣根で遮られ建物1階高さは視認できない。 近景～中景に広がる芝生が季節に応じて色づきが変化しており、四季の変化を感じることができる。
眺望景観	春季	
	夏季	
	秋季	
	冬季	

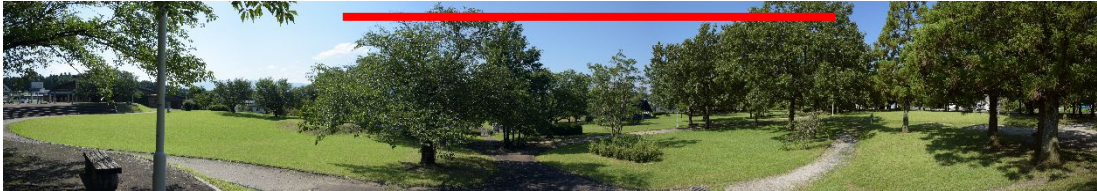
注) 図中の赤線は対象事業実施区域の位置する範囲を示す。

表 8.10-7 (5) 主要な眺望景観の状況 (No.1-5)

地点名		菊陽杉並木公園（スポーツ広場）
眺望景観の状況		菊陽杉並木公園のスポーツ広場から、対象事業実施区域方向（東）を望んだ眺望景観の状況。 近景～中景は芝生、植栽樹木等、舗装路が広がっている。人工物によって整備されているが違和感を抱かせるものではなく、緑視率が高いため自然性に富んでいる。また、遠景には視界中央に阿蘇山が視認できることから主題性も有している。対象事業実施区域の一部を視認することができるが、建物や公園の植栽樹木に遮られ建物1階高さは視認できない。 近景～中景に広がる芝生が季節に応じて色づきが変化することと、植栽樹木の色づきや落葉の様子から四季の変化を感じることができる。
眺望景観	春季	
	夏季	
	秋季	
	冬季	

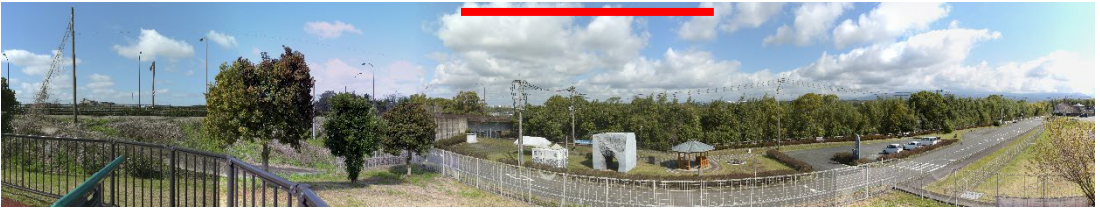
注) 図中の赤線は対象事業実施区域の位置する範囲を示す。

表 8.10-7 (6) 主要な眺望景観の状況 (No. 2)

地点名	ふれあいの森公園		
眺望景観の状況	ふれあいの森公園から、対象事業実施区域方向（南）を望んだ眺望景観の状況。 近景は芝生、桜等の植栽樹木、舗装路が広がっている。視界の多くを近景に遮られており、視界左側の一部で中景及び遠景が視認できる。中景は公園の植栽樹木、遠景は阿蘇山が視認できる。また、対象事業実施区域は樹木等に遮られ視認できない。 全体的に緑視率が高く、自然性に富んでいる。また、春季は桜が開花し、夏季は緑に色づき、秋から冬にかけて紅葉や落葉と変化するため四季の変化を感じることができる。		
眺望景観	春季		
	夏季		
	秋季		
	冬季		

注) 図中の赤線は対象事業実施区域が位置する範囲を示す。

表 8.10-7 (7) 主要な眺望景観の状況 (No.3)

地点名	鼻ぐり井手公園		
眺望景観の状況	鼻ぐり井手公園内の見晴台から、対象事業実施区域方向（北西）を望んだ眺望景観の状況。 近景は道路やフェンス、草地、植栽樹木が広がっている。中景はモニュメントやあずまや等の公園施設と白川沿いの樹木が広がっている。また、遠景には視界右側に阿蘇山の一部が視認できるものの、ほとんどが樹木に遮られている。同様に、対象事業実施区域も遮られているため視認できない。 樹木の多くが常緑植物であるため紅葉や落葉等の変化は見られないものの、近景を占める草地が季節に応じて色づきが変化することで四季の変化を感じることができる。		
眺望景観	春季		
	夏季		
	秋季		
	冬季		

注) 図中の赤線は対象事業実施区域の位置する範囲を示す。

表 8.10-7 (8) 主要な眺望景観の状況 (No. 4)

地点名		鉄砲小路
眺望景観の状況		鉄砲小路公民館周辺から、対象事業実施区域方向（南東）を望んだ眺望景観の状況。 近景は鉄砲小路の集落、道路及び田畑が広がっている。また、中景は大津街道菊陽杉並木と国道 57 号沿いの市街地が視認できる。視界中央や右側の建物で圧迫感はあるものの、歴史が感じられる鉄砲小路の街並みや大津街道菊陽杉並木を視認できることから歴史性を有する眺望景観である。遠景は視界中央に阿蘇山の一部が視認できる。視界中央は開けているため、そこから対象事業実施区域西側の耕作地一帯を視認することができる。 視界の多くを人工物が占有しているため、四季の変化はあまり感じられない。
眺望景観	春季	
	夏季	
	秋季	
	冬季	

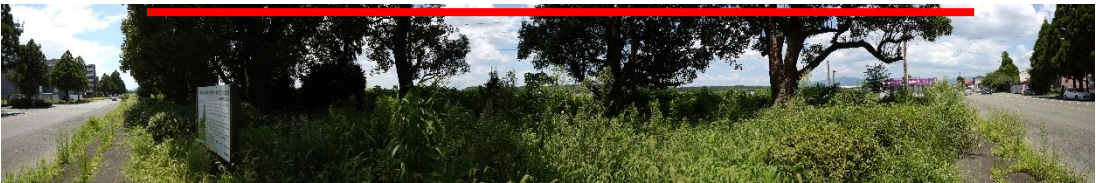
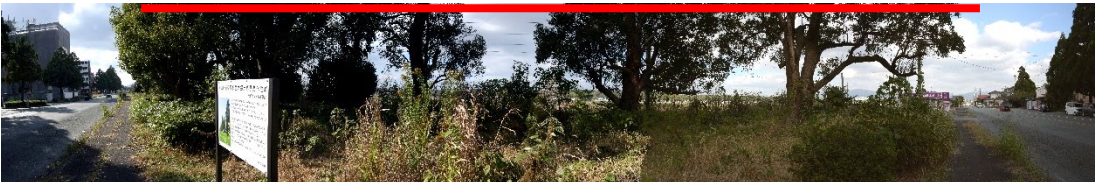
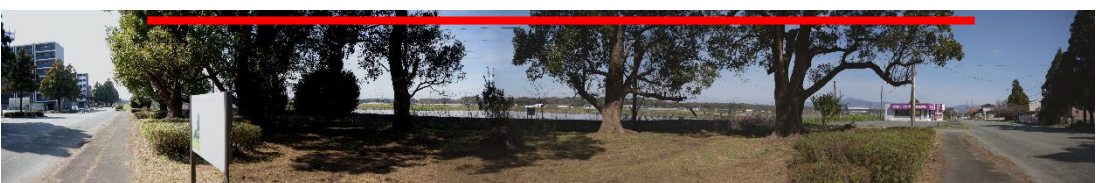
注) 図中の赤線は対象事業実施区域の位置する範囲を示す。

表 8.10-7 (9) 主要な眺望景観の状況 (No. 5)

地点名		さんふれあ
眺望景観の状況		さんふれあ前の杉並木公園線の沿道から、対象事業実施区域方向（東）を望んだ眺望景観の状況。 近景～中景には総合交流施設「さんふれあ」、菊陽杉並木公園、街路樹等が視認できる。遠景には、杉並木公園線の延長上に阿蘇山の一部が視認できる。対象事業実施区域西側の一部が視認できるが、街路樹や公園の植栽等に遮られ建物1階高さは視認できない。 視界の多くを人工物が占有しているため、全体的な四季の変化は小さい。ただし、所々で落葉植物の色づきや落葉の移ろいが確認でき、この点では四季の変化を感じることができる。
眺望景観	春季	
	夏季	
	秋季	
	冬季	

注) 図中の赤線は対象事業実施区域の位置する範囲を示す。

表 8.10-7 (10) 主要な眺望景観の状況 (No. 6)

地点名	大津街道菊陽杉並木		
眺望景観 の状況	県道 337 号熊本菊陽線（大津街道）沿道から、対象事業実施区域方向（北）を望んだ眺望景観の状況。 近景には県道、JR 豊肥本線の線路及び周辺の樹木のほか、大津街道菊陽杉並木が視認できることから歴史性を有する眺望景観である。中景には対象事業実施区域内の耕作地や北側の樹林地が視認できる。また、遠景のほとんどが近景と中景に遮られているが、視界右側に阿蘇山の一部が視認できる。視界中央に対象事業実施区域南側の耕作地を視認することができ、手前の草地の手入れの状況で低茎な時期は対象事業実施区域内をはっきりと視認することができる。 樹木の多くが常緑植物であるため、紅葉や落葉等の変化は見られないものの、近景を占める草地の色づきが季節に応じて変化することから、四季の変化を感じることができる。また、定期的な手入れによって植生の状況が異なるので、景観の状況も時期により異なる。		
眺望景観	春季		
	夏季		
	秋季		
	冬季		

注) 図中の赤線は対象事業実施区域の位置する範囲を示す。

表 8.10-7 (11) 主要な眺望景觀の状況 (No. 7)

地点名		原水駅
眺望景觀の状況		JR 原水駅の北側から、対象事業実施区域方向（北）を望んだ眺望景觀の状況。近景～中景には、対象事業実施区域内の原水駅ロータリー、住宅地及び耕作地がある。また、北側の対象事業実施区域外の樹林も視認できる。東側の中景にはJR 豊肥本線沿いの菊陽杉並木が視認でき、遠景には阿蘇山が視認できる。比較的視界が開けていることと、地元住民が日常的に利用する駅前の景觀という点で眺望性及び親近性を有する眺望景觀である。 視界の多くを人工物が占有しているため、四季の変化は感じられない。
眺望景觀	春季	
	夏季	
	秋季	
	冬季	

注) 図中の赤線は対象事業実施区域の位置する範囲を示す。

表 8.10-7 (12) 主要な眺望景観の状況 (No. 8)

地点名	柳水公民館	
眺望景観の状況	柳水公民館から、対象事業実施区域方向（南西）を望んだ眺望景観の状況。 近景には、南方大人足線及び町道番号 702 古閑原上堀川線とその交差点がある。中景には、国道 57 号菊陽バイパス沿いの建物群がある。また、大津街道菊陽杉並木も視認できる。遠景には、益城町南側の山地が視認できる。比較的視界が開けており、視界を遮る構造物等も少ないことから眺望性及び調和性を有する眺望景観である。対象事業実施区域西側が視認できるが、西側から中央にかけては地形や樹林に遮られており、建物屋根部分であれば視認できる。視界の多くを人工物が占有しているため、四季の変化は感じられない。	
眺望景観	春季	
	夏季	
	秋季	
	冬季	

注) 図中の赤線は対象事業実施区域の位置する範囲を示す。

表 8.10-7 (13) 主要な眺望景観の状況 (No. 9)

地点名	馬場区公民館	
眺望景観の状況	馬場区公民館から、対象事業実施区域方向（南西）を望んだ眺望景観の状況。近景～中景には、耕作地、樹木、緑地、コンテナ、農業資材がある。遠景は、熊本市西側の山地が視認できる。視界左側のコンテナで圧迫感を感じるものの、中央から右側にかけて広がる耕作地と遠景に見える山地はこの地域の原風景でもあり、郷土性を有する眺望景観である。対象事業実施区域は北側の耕作地が視認できる。 春季及び夏季には樹木が緑に色づき、秋には柿が実り、冬季に落葉するため四季の変化を感じることができる。	
眺望景観	春季	
	夏季	
	秋季	
	冬季	

注) 図中の赤線は対象事業実施区域の位置する範囲を示す。

表 8.10-7 (14) 主要な眺望景観の状況 (No. 10)

地点名	三里木北区公民館		
眺望景観の状況	三里木北区公民館から、対象事業実施区域方向（東）に望んだ眺望景観の状況。 近景～中景にかけて農作地が広がっており、住宅が存在する。遠景には阿蘇山を含む周辺の山々を視認できることから主題性を有する眺望景観である。なお、対象事業実施区域は住宅や構造物に遮られているため視認できない。季節に応じて農作地の状況が異なる点で四季の変化を感じることができる。		
眺望景観	春季		
	夏季		
	秋季		
	冬季		

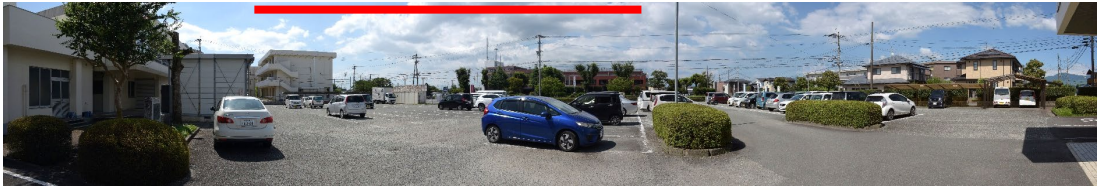
注) 図中の赤線は対象事業実施区域の位置する範囲を示す。

表 8.10-7 (15) 主要な眺望景観の状況 (No.11)

地点名		新町公民館
眺望景観の状況		新町公民館から、対象事業実施区域方向（北）望んだ眺望景観の状況。 近景のほとんどを住宅が占有しており、中景及び遠景は視認できない。同様に、対象事業実施区域も近景に遮られているため視認できない。 視界の多くを人工物が占有しているため、四季の変化は感じられない。
眺望景観	春季	
	夏季	
	秋季	
	冬季	

注) 図中の赤線は対象事業実施区域の位置する範囲を示す。

表 8.10-7 (16) 主要な眺望景観の状況 (No. 12)

地点名	菊陽町中央公民館	
眺望景観の状況	菊陽町中央公民館から、対象事業実施区域方向（北）を望んだ眺望景観の状況。 近景～中景は菊陽町役場、町民体育館、駐車場及び住宅等の人工物が広がっている。遠景は構造物に遮られているため視認できない。ただし、地元住民が日常的に利用する公共施設からの景観という点で親近性を有する眺望景観である。なお、遠景と同様に対象事業実施区域も構造物で遮られているため視認できない。 視界の多くを人工物が占有しているため、四季の変化は感じられない。	
眺望景観	春季	
	夏季	
	秋季	
	冬季	

注) 図中の赤線は対象事業実施区域の位置する範囲を示す。

(2) 予測及び評価の結果

① 予測項目

予測項目は、表 8.10-8 に示す項目とした。

表 8.10-8 予測項目

影響要因の区分	予測項目
敷地の存在（土地の改変）	・ 主要な眺望点及び景観資源の状況
建造物の存在	・ 主要な眺望景観の状況

② 予測地域及び予測地点

予測地域は、調査地域と同様に対象事業実施区域及びその周辺 3km の範囲とした。

予測地点は対象事業実施区域及びその周辺における主要な眺望景観とし、調査地点と同様とした。

③ 予測対象時期

予測対象時期は、敷地の存在時及び住宅等の建造物の完成時とした。

なお、現地調査においては四季を通じた景観を把握したが、樹木の落葉等によって予測地点からの視界が最も開けることを考慮し、ここでは「冬季」に代表させて視覚的な変化とそれに伴う利用者による価値認識の変化を予測した。

予測地点のうち、四季で眺望景観に変化が生じると判断された 5 地点（No. 1-3 修景池、No. 1-4 ハス池、No. 1-5 スポーツ広場、No. 6 大津街道菊陽杉並木、No. 9 馬場区公民館）において、「冬季」以外の季節の予測結果は、資料編「資料 6.1 主要な眺望景観の予測結果（季節別）」に示す。

④ 予測方法

ア. 主要な眺望点及び景観資源の状況

主要な眺望点及び景観資源と事業計画を重ね合わせ、影響の程度を予測した。

イ. 主要な眺望景観の状況

事業計画をもとに、3 次元データを用いた解析等により、主要な眺望点からの景観資源やシンボリックな存在の見え方の変化について予測した。

見え方の予測にあたって、設計 CAD データ及び国土交通省国土数値情報から 3 次元データを作成し、実際の眺望点からの視点に基づいた解析を行なった。

3 次元モデルは実スケールで作成しており、現況写真の撮影位置、撮影範囲、平面図から読み取れる位置・標高、空間基盤データから導かれる遠景の地形との整合性を計算し、3 次元空間での実際の見え方を算出したうえで現況写真と合成し実際の見え方を解析している。また、3 次元モデル上の各区画に建築物を模したボックスを配置し、供用後の見え方を想定したデータとしている。

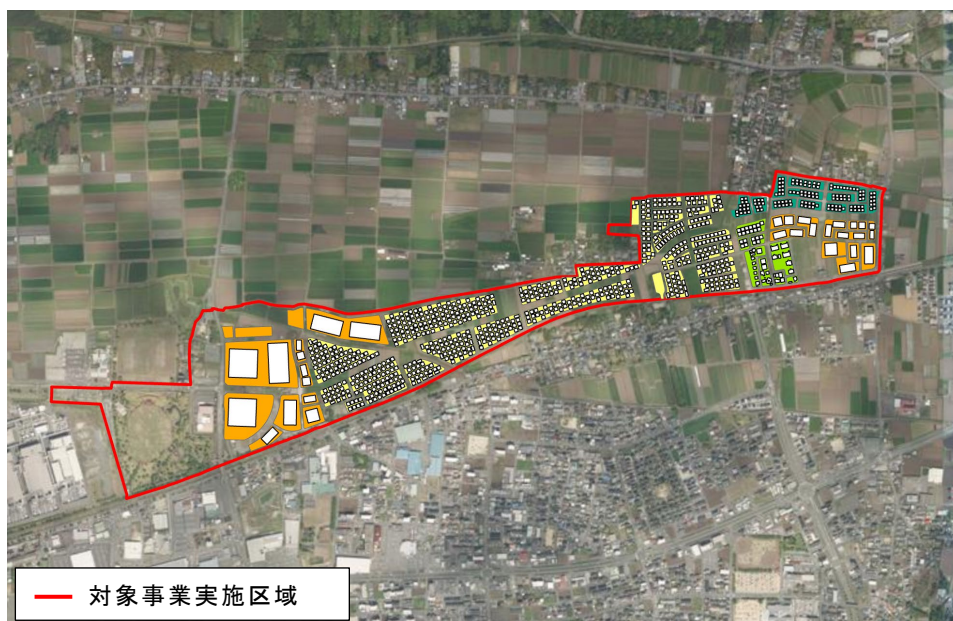


図 8.10-4 3次元データ平面



図 8.10-5 3次元データ側面



図 8.10-6 3次元データ鳥瞰

⑤ 予測結果

ア. 主要な眺望点及び景観資源の状況

主要な眺望点は、「菊陽杉並木公園」及び「原水駅周辺」を除き、対象事業実施区域外に位置しているため、本事業による直接的な影響は生じない。また、菊陽杉並木公園も同様に、本事業に伴う土地の改変等は生じず、供用後もそのまま残地する計画のため直接的な影響を受けない。一方、原水駅の周辺は本事業により、敷地及び区画道路等が整備される予定である。ただし、供用後も原水駅は残置され、駅の位置の変更等も計画されていないことから、将来においても駅利用者にとって主要な眺望点となることが想定される。

景観資源については、全ての景観資源が対象事業実施区域外に位置しており、本事業による直接的な改変や消失等は生じない。

以上のことから、本事業が主要な眺望点及び景観資源に与える影響はほとんどないものと予測する。

イ. 主要な眺望景観の状況

(7) 菊陽杉並木公園（公園管理センター）(No. 1-1)

対象事業実施区域内西側に位置しており、菊陽杉並木公園内の主要な眺望地点の一つである。

当該地点における眺望景観の状況は、表 8.10-7(1)に示したとおりである。対象事業実施区域は公園内の植栽樹木に遮られ、直接視認することができない。このため、本事業に伴う眺望景観の変化は生じないと予測する。

(4) 菊陽杉並木公園（ふれあい広場・中央広場）(No. 1-2)

対象事業実施区域内西側に位置しており、菊陽杉並木公園内の主要な眺望地点の一つである。

当該地点における眺望景観の状況は、表 8.10-7(2)に示したとおりである。対象事業実施区域は公園内の植栽樹木及び施設に遮られ、直接視認することができない。このため、本事業に伴う眺望景観の変化は生じないと予測する。

(ウ) 菊陽杉並木公園（修景池）(No. 1-3)

対象事業実施区域内西側に位置しており、菊陽杉並木公園内の主要な眺望地点の一つである。

当該地点における眺望景観の状況は、表 8.10-7(3)に示したとおりである。

公園内の植栽樹木や垣根の間に対象事業実施区域の構造物が新たに出現するものの、景観要素の大部分を公園の緑地帯や植栽樹木等が占めるため、違和感はほとんどないと予測する。

なお、「冬季」以外の季節の予測結果は、資料編「資料 6.1 主要な眺望景観の予測結果（季節別）」に示す。

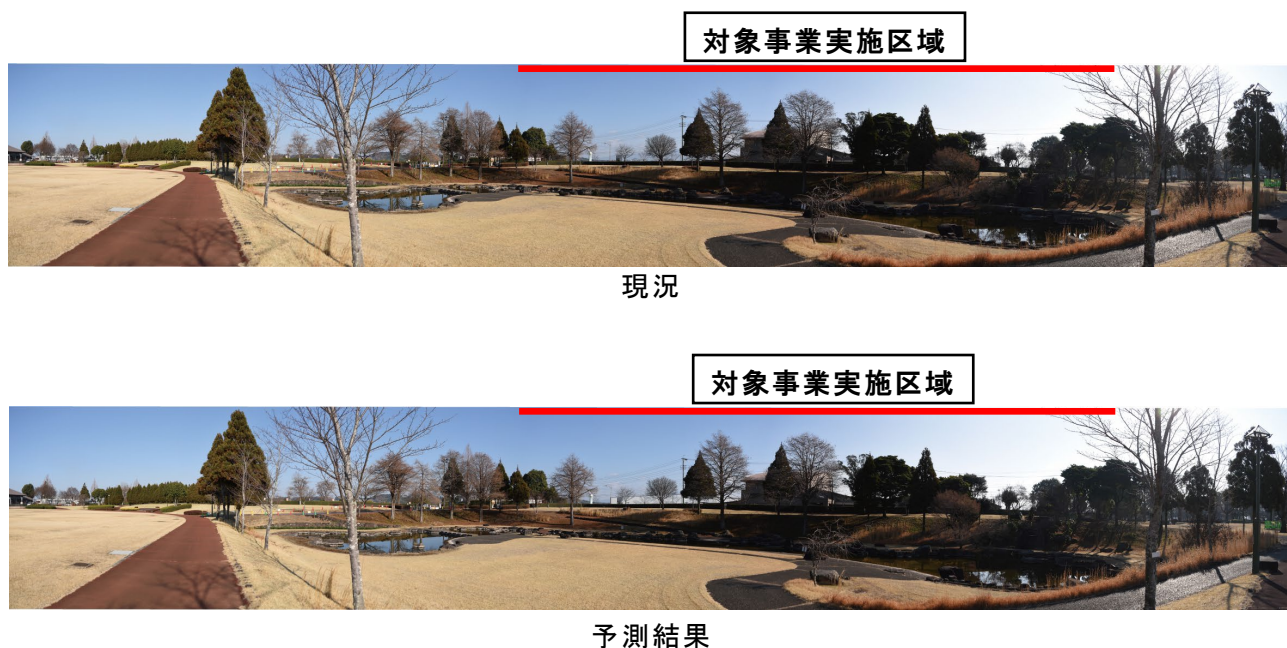


図 8.10-7 (1) 予測結果（菊陽杉並木公園（修景池））

(Ⅰ) 菊陽杉並木公園（ハス池）(No. 1-4)

対象事業実施区域内西側に位置しており、菊陽杉並木公園内の主要な眺望地点の一つである。

当該地点における眺望景観の状況は、表 8.10-7(4)に示したとおりである。

視界右側の建物、あずまや及び植栽樹木の間に対象事業実施区域の構造物が新たに出現するものの、遠景の阿蘇山を遮るものでもなく、景観要素の大部分を公園の緑地帯や植栽樹木、公園施設等が占めるため、違和感はほとんどないと予測する。

なお、「冬季」以外の季節の予測結果は、資料編「資料 6.1 主要な眺望景観の予測結果（季節別）」に示す。



図 8.10-7 (2) 予測結果（菊陽杉並木公園（ハス池））

(オ) 菊陽杉並木公園（スポーツ広場）（No. 1-5）

対象事業実施区域内西側に位置しており、菊陽杉並木公園内の主要な眺望地点の一つである。

当該地点における眺望景観の状況は、表 8.10-7(5)に示したとおりである。

視界中央の植栽樹木の上に対象事業実施区域の構造物が新たに出現する。視認できる構造物は中層高さを想定しており、遠景に見える阿蘇山の一部を遮ることとなるが、景観要素の大部分は公園の芝生及び植生樹木等が占めるため、違和感はほとんどないと予測する。

なお、「冬季」以外の季節の予測結果は、資料編「資料 6.1 主要な眺望景観の予測結果（季節別）」に示す。

対象事業実施区域



現況

対象事業実施区域



予測結果

図 8.10-7 (3) 予測結果（菊陽杉並木公園（スポーツ広場））

(カ) ふれあいの森公園（No. 2）

対象事業実施区域敷地境界から北東約 0.6km に位置している。

当該地点における眺望景観の状況は、表 8.10-7(6)に示したとおりである。対象事業実施区域は公園内の樹木に遮られ、直接視認することができない。このため、本事業に伴う眺望景観の変化は生じないと予測する。

(キ) 鼻ぐり井手公園（No. 3）

対象事業実施区域敷地境界から南東約 2.2km に位置している。

当該地点における眺望景観の状況は、表 8.10-7(7)に示したとおりである。対象事業実施区域は白川に沿った樹木に遮られ、直接視認することができない。このため、本事業に伴う眺望景観の変化は生じないと予測する。

(7) 鉄砲小路 (No. 4)

対象事業実施区域敷地境界から北西約 0.7km に位置している。

当該地点における眺望景観の状況は、表 8.10-7(8)に示したとおりである。

視界中央の開けた場所に対象事業実施区域の構造物が新たに出現することで、中景に視認できていた大津街道菊陽杉並木が視認できなくなる。ただし、景観要素の大部分は鉄砲小路の街並みが占めており、当該地点の有する歴史性のある眺望景観は維持されるため影響は軽微と予測する。



図 8.10-7 (4) 予測結果 (鉄砲小路)

(ケ) さんふれあ (No. 5)

対象事業実施区域に隣接する地点である。

当該地点における眺望景観の状況は、表 8.10-7(9)に示したとおりである。

杉並木公園線の延長上に対象事業実施区域の構造物が新たに出現することで、遠景に視認できていた阿蘇山の一部が視認できなくなる。景観要素の大部分は人工構造物であることから違和感はほとんどないが、景観資源である阿蘇山が視認できなくなるという点で影響が生じると予測する。

対象事業実施区域



現況

対象事業実施区域



予測結果

図 8.10-7 (5) 予測結果 (さんふれあ)

(コ) 大津街道菊陽杉並木 (No. 6)

対象事業実施区域に隣接する地点である。

当該地点における眺望景観の状況は、表 8.10-7(10)に示したとおりである。

視界中央に対象事業実施区域の構造物が新たに出現する。近景の広範囲で構造物をはっきりと視認でき、中景～遠景を遮ることになるため眺望景観の変化の程度は大きいと予測する。

なお、「冬季」以外の季節の予測結果は、資料編「資料 6.1 主要な眺望景観の予測結果 (季節別)」に示す。



現況



予測結果

図 8.10-7 (6) 予測結果 (大津街道菊陽杉並木)

(サ) 原水駅 (No. 7)

対象事業実施区域内南東に位置する地点である。

当該地点における眺望景観の状況は、表 8.10-7(11)に示したとおりである。

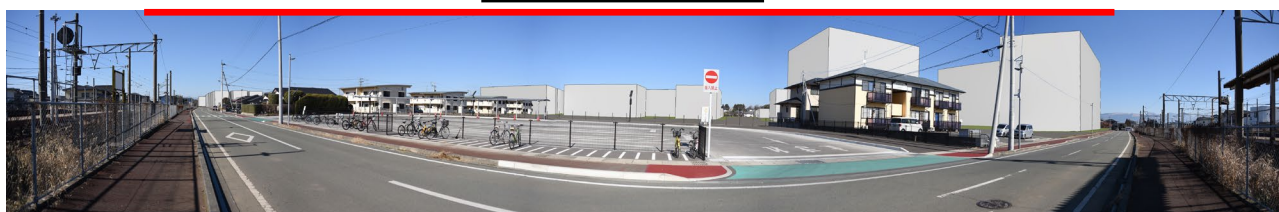
視界中央に対象事業実施区域の構造物が新たに出現する。近景において本事業に伴う構造物をはっきりと視認でき、遠景に視認できていた阿蘇山の一部は視認できなくなる。眺望景観の変化の程度は大きく、景観資源である阿蘇山が視認できなくなるという点で影響が生じると予測する。

対象事業実施区域



現況

対象事業実施区域



予測結果

図 8.10-7 (7) 予測結果 (大津街道菊陽杉並木)

(シ) 柳水公民館 (No. 8)

対象事業実施区域敷地境界から北東約 0.4km に位置している。

当該地点における眺望景観の状況は、表 8.10-7(12)に示したとおりである。

視界中央の開けた場所に対象事業実施区域の構造物が新たに出現することで、中景に視認できていた大津街道菊陽杉並木の一部が視認できなくなる。景観要素の大部分は人工構造物であることから違和感はほとんどないが、景観資源である大津街道菊陽杉並木が視認できなくなるという点で影響が生じると予測する。

対象事業実施区域



現況

対象事業実施区域



予測結果

図 8.10-7 (8) 予測結果 (柳水公民館)

(ス) 馬場区公民館 (No. 9)

対象事業実施区域敷地境界から北東約 70m に位置している。

当該地点における眺望景観の状況は、表 8.10-7(13)に示したとおりである。

視界中央の開けた場所に対象事業実施区域の構造物が新たに出現するものの、景観要素の大部分を耕作地、樹木や植物等が占めるため、違和感はほとんどないと予測する。

なお、「冬季」以外の季節の予測結果は、資料編「資料 6.1 主要な眺望景観の予測結果（季節別）」に示す。

対象事業実施区域



現況

対象事業実施区域



予測結果

図 8.10-7 (9) 予測結果（馬場区公民館）

(㉔) 三里木北区公民館 (No. 10)

対象事業実施区域敷地境界から西約 1.0km に位置している。

当該地点における眺望景観の状況は、表 8.10-7(14)に示したとおりである。対象事業実施区域は住宅や構造物に遮られ、直接視認することができない。このため、本事業に伴う眺望景観の変化は生じないと予測する。

(㉕) 新町公民館 (No. 11)

対象事業実施区域敷地境界から南約 0.2km に位置している。

当該地点における眺望景観の状況は、表 8.10-7(15)に示したとおりである。対象事業実施区域は近景を占める住宅に遮られ、直接視認することができない。このため、本事業に伴う眺望景観の変化は生じないと予測する。

(々) 菊陽町中央公民館

対象事業実施区域敷地境界から南東約 1.0km に位置している。

当該地点における眺望景観の状況は、表 8.10-7(16)に示したとおりである。対象事業実施区域は公共施設や住宅等の構造物に遮られ、直接視認することができない。このため、本事業に伴う眺望景観の変化は生じないと予測する。

⑥ 環境保全措置の検討

本事業の実施においては、できる限り環境への影響を回避または低減するため、事業計画の中で表 8.10-9 に示す環境保全措置を講じることとしている。

また、予測結果を踏まえて、表 8.10-10 に示す環境保全措置を追加で検討した。

表 8.10-9 環境保全措置

環境保全措置	環境保全措置の内容	環境配慮事項による効果		
		回避	低減	代償
公園・社寺林の維持	対象事業実施区域内の菊陽杉並木公園、既設の神社及びその境内の社寺林は事業実施後も維持し、景観の保全に努める。	○		
段階的施工の実施	広範な裸地面の出現を防止するため、段階的な工事工程を立案する。		○	

表 8.10-10 環境保全措置（追加検討）

環境保全措置	環境保全措置の内容	環境配慮事項による効果		
		回避	低減	代償
緑化の推進	対象事業実施区域内において可能な範囲で緑化の推進に努め、良好な環境の維持・形成に配慮する。		○	
緑豊かな道路沿道景観の形成	市街地内の道路沿道においては高木や低木の街路樹を植栽し、歩道においては緑化やたまりの空間に配慮した歩行空間を確保することによって、良好な道路環境や緑の軸を形成する。		○	
屋外広告物の規制誘導	幹線道路沿道部では道路緑化や屋外広告物の規制・誘導等を通じて、緑豊かで街並みと調和した落ち着いた沿道景観を形成する。		○	

⑦ 評価方法

評価の方法は、調査及び予測の結果並びに検討した環境保全措置の内容を踏まえ、景観への影響が、実行可能な範囲でできる限り回避または低減され、必要に応じてその他の方法により環境の保全についての配慮が適切になされているかどうかを評価した。

⑧ 評価結果

調査及び予測の結果を踏まえると、土地または工作物の存在及び供用に伴う景観の影響はほとんどの地点で軽微または影響が生じないと予測された。ただし、一部の地点における眺望景観では、本事業で設置される構造物により圧迫感や景観資源を遮ることが予測されたため、環境保全措置の追加検討を行った。環境保全措置を適切に講じることにより、これらの影響の回避または低減が期待できるものと考えられる。

また、菊陽町では「菊陽町都市計画マスタープラン」（令和7年3月、熊本県菊陽町）を策定しており、対象事業実施区域周辺は開発構想ゾーンとして、「人口の受け皿確保やにぎわいの創出などを促進するため、周辺の土地利用（優良農地など）と調整かつ調和がとれるエリアを対象とした土地利用を検討する区域」が位置付けられている。将来の整備においては、菊陽町都市計画マスタープランとの整合を図りながら、調和のとれた良好な景観形成を目指すこととしている。

以上のことから、土地または工作物の存在及び供用に伴う景観の影響については、事業者の実行可能な範囲内で回避または低減が図られているものと評価する。